

令和5年度 新規採用養護教諭研修の手引

—小学校・中学校・義務教育学校—



岐阜県教育委員会 教育研修課



新規採用養護教諭研修を始める皆さんへ

教職の道を志し、その夢を叶えた皆さんの教師人生が、いよいよ始まります。今、皆さんは、子供たちから「先生」と呼ばれることに戸惑いながらも、新しい環境と出会いの中で期待と不安を抱き、新学期に向けて様々な準備を進めていることと思います。今年一年をとおして行う新規採用研修についても、まずは「どのような心構えで」、「何を行うのか」について、見通しをもってもらえたらと思います。

この新規採用研修は、養護教諭としての職務を遂行していくために必要な実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付けることを目的として実施する大変重要な研修です。研修は、総合教育センター等で行う校外研修と校内で行う研修に大きく分けられ、それぞれ日数や時間数が定められています。校外研修の形態には、集合型とオンライン型があり、研修内容や資料等は、総合教育センターのホームページからダウンロードすることができます。研修を進めるにあたっては、管理職の先生方や校内研修指導者、指導主事等がサポートし、指導・助言を行っていきますが、受け身の姿勢ではなく、子供たちにも求めている「主体的な学び」を実践してください。また、校外研修（学び）と校内研修（実践）を往還させることで、スキルや指導力を一層向上させることができます。加えて、研修ごとに設定する「振り返り」は、自己の成長に不可欠な「メタ認知能力」を高める機会となるので、特に大切にしてください。

一方、学校現場では、長引く新型コロナウイルス感染防止対策の影響から、課題を抱える児童生徒が増加し、教育相談を含む様々な対応においても困難さが増しています。特に本県では、「誰一人悲しい思いをさせない教育」を最も大切にしており、一人一人に寄り添った心のケアを担う養護教諭の果たすべき役割は、極めて大きくなっています。さらに、体調不良者への対応や健康・安全に関する指導を行う他、学校における感染防止対策においても重要な役割のある養護教諭にとって、身に付けるべき資質・能力は、広範囲で多岐にわたります。

教育の質は、教師の力量に比例すると言われます。地道に積み重ねた取組から教育の本質が見え、実感できるようになります。チャレンジと失敗が肥やしになります。同期の仲間と共に切磋琢磨することとともに、同僚や管理職との対話、教養を培う読書、視点を広げる趣味等の時間も大切にしてください。マスクを付けた子供たちの表情や感情は分かりづらいますが、目を見て声を掛け、心の声に耳を澄ましてください。そして、子供たち一人一人に関わる時間を日々大切にしてください。その全てが、皆さんにとって生涯の宝となります。教師の専門性は、学び続ける向上心によって支えられることを肝に銘じ、どうか矜持をもって教師人生を歩んでいってください。皆さんの活躍を心から期待しています。

令和5年4月

岐阜県教育委員会
教育研修課長

指導者の皆さんへ

新規採用養護教諭研修の実施にあたって

新規採用養護教諭研修を担当される先生方には、これから一年間、主に校内研修を中心に新規採用の先生方の指導に当たっていただくこととなりますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

さて、近年、社会や子供たちを取り巻く環境は劇的に変化し、そのスピードは一段と加速しており、価値観も益々多様化しています。さらに、長引く新型コロナウイルスの感染防止対策のため、毎日の詳細な健康観察も続いており、養護教諭の先生方の役割は、引き続き重要なものとなっています。また、子供たちの身体的不調の背景には、友人や家族等との人間関係に関わる心の悩みが原因となっている場合も多く、養護教諭の先生方は子供たちが発するサインをいち早く察知することができる存在として、保健指導や安全指導のみならず、生徒指導面でも大きな役割を担っています。特に子供たちの「命」と直接向き合う機会が多い職務であり、初任の段階でも身に付けるべき資質・能力は重要かつ多岐にわたることから、本研修の果たすべき役割は、極めて大きなものであると認識しています。

こうした中、県教育委員会では、一昨年度「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」を改訂し、「令和の日本型学校教育」を担う教員に求められる資質・能力を再整理するとともに、今年度から全ての学校に研修主事を置き、学校現場における学びを一層充実させる仕組みを整えたところです。今後は、各校の研修主事とも連携を図りつつ、校外研修と校内研修を往還させながら本研修を進めていただき、新規採用教員が「自ら学び続ける教職員」として、矜持をもった教育者になるよう導いてくださることを切に願っています。

一方で、採用一年目は不安も大きく、悩みも尽きない時期でもあります。指導を担当される先生方をはじめ、多くの先生方で日常の様子を見守っていただき、「新規採用養護教諭研修推進委員会」や「メンターチーム」などを含め、校内支援体制が機能する環境を構築してもらえると幸いです。

この手引には、総合教育センターや各学校、オンライン等で行う校外研修とリンクさせた校内研修が計画的に進められるよう、必要な情報と関係文書がまとめてあります。是非、有効活用していただき、希望に満ちて岐阜県の教員に採用された先生方が、未来を担う子供たちと共に成長し、保護者や地域からも信頼される教員として活躍できるよう、温かい指導・助言をお願いいたします。

令和5年4月

岐阜県教育委員会

教育研修課長

令和５年度 岐阜県新規採用養護教諭研修実施要項（小中義）

1 目 的

教職の基礎形成を図るため、実践的指導力と教育公務員としての使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。

2 対 象

令和５年度に新規採用された養護教諭で、過去に当該研修を未受講の者とする。

3 内 容

- (１) 新規採用養護教諭は、校内において、新規採用養護教諭研修校内研修指導者（以下「校内研修指導者」という）を中心とする指導及び助言による研修（以下「校内研修」という）を受ける。
 - ・ １回４時間を基本とし、年間６０時間。なお、教職大学院を卒業した者の場合は、１回４時間を基本とし、年間３６時間以上（ただし、年間６０時間を超えてはならない）。
- (２) 新規採用養護教諭は、校外において、総合教育センター等での研修（以下「校外研修」という）を受ける。
 - ・ 年間１１日（内、１日は配置校研修）

4 年間研修計画

校長は、県教育委員会が示す校外研修計画を踏まえ、当該学校の実情に配慮し、校内研修指導者の参画を得て、校内研修実施計画を作成する。

5 校内研修

校内体制

- (１) 校長は、校務分掌に新規採用養護教諭研修推進委員会を位置付け、学校全体としての協力体制を確立する。
- (２) 新規採用養護教諭研修推進委員会では、校内研修実施計画の作成、実施上の調整、点検、評価を行い、適宜改善がなされるよう、校長が指導する。
- (３) 校長、副校長、教頭、保健主事等は、校内研修実施計画に従い、研修項目に応じて指導・助言に当たる。
- (４) 校内研修指導者は、校長等の指導のもとに、校内研修実施計画に従い、指導・助言を行うとともに、校内研修における指導・助言の状況を把握し、系統的、組織的な研修が行われるようにする。
- (５) 校長は、新規採用養護教諭が校内研修を受ける間、その職務が他の教職員によって適切に行われるようにするなど、校内体制を整備し、業務に支障のないように配慮する。

校内研修指導者

- (１) 校内研修指導者は、教育事務所の推薦を受け、各教育事務所が委嘱する。
- (２) 校内研修指導者は、原則として養護教諭の退職者で、校内研修指導者としての資質を有する者とする。
- (３) 校内研修指導者の任用期間は、委嘱日から翌年３月３１日までの範囲で定める。
- (４) 校内研修指導者は、校長、副校長、教頭の指導の下に、校内研修実施計画の作成及び校内研修における指導・助言に当たる。
- (５) 校内研修指導者の勤務条件は次のとおりとする。
 - ① 学校において新規採用養護教諭の校内研修の指導者としての職務を遂行する。
 - ② 任用期間において、１回４時間を基本とし、年間６０時間の校内研修の指導を行う（日時に

については、学校と校内研修指導者間で相談の上、決定する）。

- ③ 校内研修指導者は、新規採用養護教諭研修実施校校内研修指導者連絡協議会に参加する。

6 校外研修

校外研修は、県教育委員会が作成する校外研修実施計画に基づき教育研修課が実施する。

7 校外研修に係る後補充のための非常勤講師

- (1) 新規採用養護教諭研修の校外研修に伴い、学校の必要に応じて、校外研修実施日に勤務する1名の非常勤講師を配置することができる。
- (2) 後補充のための非常勤講師の勤務条件は次のとおりとする。
- ① 任用期間内の長期休業中を除く校外研修日で、1日6時間、年間8日を上限とする。
 - ② 校内研修指導者と兼ねてもよい。

8 実施計画書及び報告書等の提出

(期限については別紙を参照)

- (1) 各教育事務所
- ① 教育事務所長は、「校外研修実施計画書(様式6)」を作成し、県教育委員会教育研修課に提出する。
 - ② 教育事務所長は、「校外研修実施報告書(様式7)」を作成し、県教育委員会教育研修課に提出する。
- (2) 小・中・義務教育学校
- ① 校長は、「校内研修実施計画書(様式1)」、「校外研修に係る補充計画書(様式2)」を作成し、市町村教育委員会、教育事務所を通じて、県教育委員会教育研修課に提出する。
 - ② 校長は、「校内研修実施報告書(様式3)」、「校外研修記録カード(様式4)」の写し、「校外研修に係る補充実施報告書(様式5)」、「非常勤講師勤務実績簿」の写しを作成し、市町村教育委員会、教育事務所を通じて、県教育委員会教育研修課に提出する。

◇令和5年度 新規採用養護教諭研修計画 【小・中学校・義務教育学校】

(1) 校外研修 (全11日)

回数	月 日	主 な 研 修 内 容	開催方法・会場	指 導 者
1	5月9日 (火)	・教職員の服務について ・文書管理・働き方改革・ハラスメント防止について ・児童生徒理解について (いじめ対応等を含む) ・初任者に望むこと ・学校安全と危機管理 (給食における異物混入、食物アレルギー対応等を含む) ・社会人としてのマナー ・今後の研修について	＜集合研修＞ 総合教育センター	担当指導主事等
2	6月6日 (火)	・現地研修 (中学校) 保健室経営、養護教諭の執務の実際等 ・熱中症の予防及び対応 ・救急処置の実際 ・保健教育Ⅰ①	＜集合研修＞ 中学校	現職養護教諭 担当指導主事
3	6月13日 (火)	・現地研修 (小学校) 保健室経営、養護教諭の執務の実際等 ・健康観察の目的と実際 ・健康診断の事後措置と評価	＜集合研修＞ 小学校	現職養護教諭 担当指導主事
4	6月27日 (火)	・応急処置演習 ・保健室における相談活動の実際について ・学校環境衛生と薬品管理 ・学校におけるアレルギー対応 ・学校における感染症対策 ・保健教育Ⅰ②	＜集合研修＞ 総合教育センター	外部講師 担当指導主事等
5	7月24日 (月)	・養護教諭が行う保健教育 ・保健教育Ⅰ③ ・保健教育Ⅰ④	＜集合研修＞ 総合教育センター	担当指導主事等
6	7月25日 (火)	・保健教育Ⅰ⑤ ・保健教育Ⅰ⑥ 発表 ・日頃の執務における課題と工夫	＜集合研修＞ 総合教育センター	現職養護教諭 担当指導主事
7	7月26日 (水)	・morinos 森林体験活動 ・体験から考える保健管理と保健教育	＜集合研修＞ morinos (森林文化アカデミー内)	外部講師 担当指導主事
8	9月5日 (火)	・校種間交流 (特別支援学校) ・現代的健康課題を抱える児童生徒への支援Ⅰ	＜集合研修＞ 特別支援学校	現職教諭 担当指導主事
9	各教育事務所 で設定 10月～11月 の1日	・配置校研修 保健教育Ⅱ (研究授業) 及び保健室の執務 参観・指導 (詳細は各教育事務所から示される)	勤務校	各教育事務所主事

10	12月5日 (火)	・情報モラル教育、情報管理、著作権、ICT活用 ・保健教育におけるICT活用 ・保健教育Ⅱ（配置校研修）の交流	<集合研修> 総合教育センター	現職養護教諭 担当指導主事等
11	2月6日 (火)	・現代的健康課題を抱える児童生徒への支援Ⅱ ・組織力を生かした学校保健の推進 ・2年目の養護教諭に期待すること ・研修を終えるにあたって	<集合研修> 総合教育センター	担当指導主事等

(2) 校内研修(例)

区 分	研 修 内 容
基礎研修	・学校教育目標と学校保健 ・校務分掌について ・公文書や各種報告書について ・職員会議への提案の仕方
保健管理	・学校における救急処置 ・健康診断の実施計画の立案、実施、事後措置及び評価 ・保健情報の管理と活用方法 ・健康観察の効果的な進め方 ・保健室利用状況の分析と評価 ・疾病のある児童生徒への対応 ・障がいのある児童生徒への支援 ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事務処理の仕方 ・保健室の備品の管理 ・学校医や学校歯科医との連携の進め方 ・日常的な点検への参画と適切な実施 ・学校薬剤師との連携の進め方
保健教育	・学級活動におけるティーム・ティーチングの授業の実際 ・学校行事における保健教育 ・集団宿泊行事に伴う保健管理と保健教育 ・個別の保健教育の実際 ・効果的な資料の作成 ・ティーム・ティーチングによる体育科、保健体育科における保健教育及び関連教科への参画の仕方 ・道徳教育における生命の尊さ等の内容項目に関する指導への参画の仕方 ・総合的な学習の時間における健康に関する指導への参画の仕方 ・保健日より、掲示物等の作成 ・保健放送等
保健室経営	・保健室経営の基本的な考え方 ・保健室経営計画の作成方法 ・保健室経営計画の実施と評価 ・児童生徒、教職員、保護者及び関係機関等との連携の進め方 ・保健室の設備及び備品の管理の仕方 ・学校経営、学級経営との連携
健康相談	・心身の健康課題への対応に向けた養護教諭の役割 ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との連携 ・健康相談の進め方 ・児童生徒の訴えの受け止め方・観察の仕方 ・記録の作成・活用の仕方 ・支援計画の作成・実施・評価 ・校内の相談組織との連携 ・保護者への連絡や面談の仕方 ・関係機関等との連携の進め方 ・相談に適した保健室環境設定
保健組織活動	・保健組織活動の意義 ・学校保健安全委員会の進め方と運営 ・児童生徒保健委員会活動の指導と工夫 ・家庭、保健所、児童相談所等の福祉関係機関及び医療機関等との連携

◇新規採用養護教諭研修実施校 校長・校内研修指導者連絡協議会【小・中学校・義務教育学校】

回	日 時	内 容	会 場
1	4 月	・ 校内研修指導者委嘱状交付 ・ 研修計画の内容及び作成 ・ 校内研修指導者の業務及び指導・助言に関する留意事項 ・ 新規採用養護教諭研修実施上の協議 等	各教育事務所等
2	2 月	・ 研修内容の成果と課題 等	

※詳細は、教育事務所ごとに示す。

別紙 関係文書の提出先について（小中義）

提出書類	提出先		
	学 校 ↓ 市町村教委	市町村教委 ↓ 教育事務所	教育事務所 ↓ 教育研修課
<様式 1> 校内研修実施計画書 <様式 2> 校外研修に係る補充計画書	校長は、市町村教委へ提出（※2）	市町村教委は、教育事務所へ提出（※2）	令和5年 6月20日 （火）
<様式 3> 校内研修実施報告書 <様式 4> 校外研修記録カード(写) <様式 5> 校外研修に係る補充実施報告書 非常勤講師勤務実績簿(写) ^{※1}			令和6年 3月15日 （金）
<様式 6> 校外研修実施計画書			令和5年 6月20日 （火）
<様式 7> 校外研修実施報告書			令和6年 3月15日 （金）

※1 非常勤講師勤務実績簿(写)は、備考欄等に、校内研修指導者として勤務した日は「指導」、後補充として勤務した日は「補充」、会議に参加した日は「会議」等と内容が分かるように記載すること。また、勤務実績がない月は「勤務実績なし」として報告すること。

※2 市町村教委及び教育事務所への提出期日は、後日連絡あり。

養護教諭としての心構え

勤務開始後、すぐに児童生徒とかかわるので、以下の点については、十分に気を付けること。

(1) 事故(外傷、急病等も含む)発生時の対応

- ①応急手当の実施:優先すべきことは、児童生徒等の生命と健康である。
 - ②管理職への報告:速やかに連絡する。
 - ③被害児童生徒等の保護者への連絡:第一報は可能な限り早く連絡する。
- ※「この程度のけが…」という意識ではなく、常に最悪のケースを想定して責任ある行動をとる。

(2) いじめ等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底

- ①「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」を十分に認識する。
- ②いじめの早期発見と早期対応
児童生徒が発する小さなサインを見逃さないよう、日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努める。そのためには、表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要がある。
※違和感を感じた際には、速やかに管理職へ報告する。

※上記の詳細については、校外研修の該当講座で説明します。

